

京都市消防局訓令乙第14号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局部長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市消防局長 長谷川 純

別表第2 総務部長の項中第27号を第28号とし、第3号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地方公務員法第34条第2項による許可に関する事。

別表第2 庶務課長の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、同表人事課長の項中第14号を第15号とし、第3号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 職員（所属長及びこれに準じる者を除く。）の4日以内の出張（市内出張を除く。）に関する事。

別表第2 市民安全課長の項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とする。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（消防局総務部企画課）